

奥州保健所長告示第4号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成19年9月4日

奥州保健所長 野村 暢郎

通所リハビリテーション

介護保険事業所 番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0371500026	岩手クリニック水沢指定通所 リハビリテーション事業所	奥州病院指定通所リハビリ テーション事業所	奥州市水沢区東大通り 一丁目5番30号	平成19年9月 1日